

育児と仕事の両立を



支援します



妊娠が分かったら

妊娠中に利用できる制度として「**時差通勤制度**」、
「**残業制限制度**」、「**勤務時間短縮制度**」があります。
体調により通常勤務が辛い時は、無理をせず制度を利用
しましょう。
また、通勤が困難な時期は「**在宅勤務制度**」の利用につい
ても上司に相談してみましょう。

産休・育児休業中の経済支援

産休・育児休業中は会社からの給与はストップしますが、
健保・雇用保険加入者には、「**出産手当金**」「**育児休業
給付**」が支給されます。概ね産休前の6ヶ月間の残業
代・通勤手当を含む平均給与に対して、産休期間および
育休最初の6ヶ月間は**67%**、以降は**50%**を非課税で受取
れます。（詳細は総務・経理部にお問合せ下さい）
産休・育児休業中は「**社会保険料が免除**」されます。

各種制度

育休後

～小学校3年生修了まで*手厚い!

希望により保育園の送迎時間に合わせて所定労働
時間の変更ができます。
「短時間勤務」・・・例) 9:30~16:30
「時差勤務」・・・例) 8:00~16:30

「子の看護休暇」・・・子1人につき**7日/年**(max14日)
*手厚い!

男性もこれらの制度が使えます!

男性も育休取得を!

女性が育休を取りやすい職場とは、ずばり

「**男性が育休を取っている職場**」です。

必ずしも長期間取る必要はありません。
短期間でも国の給付制度は受けられます。
出産後、奥様が一番大変な時期の**育児・家事への
全力参加**は、きっと喜んでもらえます。

*手厚い!・・・当社の規程が国の定める基準を上回っている制度

上記制度は雇用形態（社員・アルバイト）に関わらず利用可能な制度です。ただし勤続年数や勤務日数等の条件があるものがございますので、各制度の詳細については、総務・経理部にお気軽にご相談下さい。